

福知山市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和3年12月22日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 柴 田 実

監査結果報告

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象年度

令和3年度及び令和2年度補助金等

3 監査の実施期間

令和3年9月1日から令和3年10月25日まで

4 監査対象部等

産業政策部、農業委員会事務局、市民総務部、選挙管理委員会事務局、市議会事務局、会計室、福祉保健部、消防

5 監査の方法

監査対象課等から提出された監査資料、関係書類帳簿等を抽出して審査し、関係職員の説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されているものと認めたが、一部適正を欠くものが見受けられたので、下記事項について、措置を求めるべきものと決定した。

なお、指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知されたい。

産業政策部 産業観光課（監査日 9月1日から2日）

1 契約について

- (1) 業務委託において、設計書及び仕様書に記載された勤務時間数が相違しているものがあった。
- (2) 業務委託の入札において、提出された入札書に代理人の記名と押印が遺漏しているものがあった。

産業政策部 エネルギー・環境戦略課（監査日 9月3日）

1 補助金等について

提出された交付申請書の受付後の事務手続きに長期間を要しているものが複数あった。適切な事務処理に努められたい。

産業政策部 農林業振興課（監査日 9月8日から10日）

1 契約について

施設修繕の施行において、必要な設計書が作成されていないものがあった。

2 補助金等について

- (1) 補助金交付団体から提出された実績報告書において、適切に閲覧がされていないものが見受けられた。
- (2) 補助金の交付決定において、起案日から決裁日まで相当な期間を要しているものがあった。

農業委員会事務局（監査日 9月13日）

1 歳入について

現金出納簿、現金引継書などの収納に係る帳簿等において、作成を遺漏しているもの、相互の記載内容が整合しないものなどが見受けられた。事務を改善し、金銭管理の適正化に努められたい。

市民総務部 市民課（監査日 9月27日）

1 歳入について

現金出納簿、現金引継書などの収納に係る帳簿等において、作成を遺漏しているもの、相互の記載内容が整合しないものなどが見受けられた。事務を改善し、金銭管理の適正化に努められたい。

消防 消防本部総務課（監査日 10月25日）

1 歳入について

現金出納簿において、実際の現金残高と整合しないものが見受けられた。事務を改善し、金銭管理の適正化に努められたい。